

令和2年12月

所属長各位

医学部・附属病院事務局庶務課長
(人事給与制度担当 内線：2721～2)

子の看護休暇・介護休暇にかかる改正について（通知）

標題について、下記のとおり改正しますので、貴所属の教職員に周知していただきますようお願いいたします。また、本改正にともなう大阪市立大学医学部附属病院就業規則の改正については別途通知いたします。

記

1. 改正内容

別紙「看護・介護休暇取得要件の変更について」のとおり

2. 関連規程

- ・大阪市立大学医学部附属病院短時間勤務職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程
- ・大阪市立大学医学部附属病院臨時雇用職員就業規則

3. 実施時期

令和3年1月1日

以上